

## 災害等における応急復旧等の業務に関する協定書

独立行政法人水資源機構愛知用水総合管理所長(以下「委任者」という。)と、株式会社△△△△△代表取締役 △△△△△(以下「受任者」という。)とは、地震・大雨等、異常な自然現象及び予期できない災害又は施設損壊事故等(以下「災害等」という。)における愛知用水施設及び愛知用水二期施設(以下「施設」という。)の応急復旧対策及び被害拡大防止対策(以下「応急復旧等」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、委任者が管理する施設において、災害等の応急復旧等に必要な建設機械、資材、労務等(以下「建設資機材等」という。)の確保にあたり、委任者及び受任者双方の役割や実施の方法を定めることによって、災害等による被害の未然防止や拡大防止、被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

### (業務の範囲)

第2条 この協定で定める業務の範囲は、施設の災害等における応急復旧等に係る措置(以下「業務」という。)とする。

### (業務の実施区域)

第3条 業務の実施区域は、委任者が管理する以下の区域とし、詳細は別図によるものとする。

- ① 牧尾区域
- ② 上流区域
- ③ 中流区域
- ④ 下流区域

### (業務の指示)

第4条 業務の指示は、委任者又は委任者が指定する業務区域管理者(愛知用水総合管理所管理課長、同牧尾管理所長、同上流管理所長、同下流管理所長)(以下「担当所長等」という。)が行うものとし、受任者はその指示に従うものとする。

#### (業務の実施体制)

第5条 委任者は、災害等において業務の必要を認めるときは、書面又は電話等の方法により受任者に出動を要請できるものとする。

2. 受任者は、前項の要請を受けた場合、特別な理由がない限り要請を受諾するものとし、直ちに災害等の状況の把握に努め、書面又は電話等の方法により委任者又は担当所長等にその旨報告し、委任者又は担当所長等の指示による業務を実施するものとする。
3. 受任者は、前項の業務を実施する場合、速やかに現場責任者(二級土木施工管理技士以上の資格を有する者)を定め、書面又は電話等の方法により委任者又は担当所長等に報告するものとする。

#### (契約の締結)

第6条 委任者は、前条第1項に定める要請を受任者におこなったときは、遅滞なく契約を締結するものとする。なお、受任者は契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入するものとする。

#### (建設資機材等の報告、提出)

第7条 受任者は、この協定の締結後、速やかに業務の実施に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、委任者に書面により提出するものとする。

2. 受任者は、前項で報告した内容に著しい変更を認めたとき又は建設資機材等の現状について委任者が特に報告を求めるときは、遅延なくその内容を書面により委任者に提出するものとする。
3. 委任者は、委任者が保有する建設資機材について、この協定の締結後、速やかに書面により受任者に通知するものとする。

#### (建設資機材の提供)

第8条 委任者及び受任者は、この協定に基づく災害等の応急復旧等に関して相方から建設資機材の要請があったときは、特別な理由がない限り相互に協力するものとする。

#### (業務の実施報告)

第9条 現場責任者は、業務の作業開始時刻及び作業完了時刻並びに使用した建設資機材等を速やかに書面により担当所長等に報告するものとする。

(業務の完了)

第10条 現場責任者は、業務が完了したときは、電話等の方法により速やかに担当所長等に報告するものとする。

(費用の請求)

第11条 受任者は、業務完了後、業務に要した費用を第6条により締結した契約に基づき委任者に請求するものとする。

(費用の支払)

第12条 委任者は、前条に定める費用の請求を受けたときは、その内容を精査し、第6条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(協定の解約)

第14条 甲又は乙において協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

2. 前項にかかわらず、乙において本協定参加資格の条件を満たさなくなった場合、若しくはこの協定の履行に当たり、乙が正当な理由なく要請に応じない等の不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができるものとする。

(研修等への参加)

第15条 委任者は、業務遂行上必要と認められる訓練・研修等について受任者の参加を要請することができるものとする。これにかかる費用が発生する場合は、別途協議するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、委任者及び受任者双方が協議して定めるものとする。

(附 則)

第17条 この協定の証として本書2通を作成し、委任者及び受任者双方が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

委任者　独立行政法人水資源機構

　　愛知用水総合管理所長　小栗　幸樹

受任者　○○○○株式会社

　　代表取締役 ○ ○ ○ ○